

高体連研究部の 新たな使命Ⅱ

安全・安心な部活動に向けた
「みえる化」と「できる化」

会場：甲府富士屋ホテル

1. 課題研究

安全安心な部活動目指して
—千葉県における安全情報の普及・浸透への取り組み—

【発表者】千葉県高等学校体育連盟研究部 佐々木 理（千葉県立京葉工業高等学校）
同 秋元秋代司（千葉県立八千代西高等学校）
同 宮川 明（千葉県立千葉西高等学校）

2. シンポジウム

高体連研究部の新たな使命Ⅱ
—安全・安心な部活動に向けた「みえる化」と「できる化」—

【登壇者】 千葉県立千葉西高等学校 宮川 明（課題研究発表者）
名古屋大学大学院教育発達科学研究所 内田 良（名古屋大学）
【司会者】 筑波大学附属高等学校 中塚 義実（活性化委員長）

【課題研究】

安全・安心な部活動を目指して～千葉県における安全情報の普及・浸透への取組み～

千葉県高等学校体育連盟研究部 安全対策研究班

佐々木 理 (千葉県立京葉工業高等学校)

秋元秋代司 (千葉県立八千代西高等学校)

宮川 明 (千葉県立千葉西高等学校)

1. はじめに

2020年を控え、スポーツに対する世間の注目度がますます増している。ネガティブな件にしても、各種のスポーツイベントに対する注目度にしても熱を帯びて報道されるようになった。運動部活動に関しても「ブラック部活」や「働き方改革」が話題に上り、文科省からは「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。また、ここ数年、全国各地の運動部活動において悲しい事故が発生している。前述したことが影響しているのかSNSなどの情報網が発達したからなのか、詳細な情報が否応なく耳に飛び込んでくるようになった。『重労働』で『危険』な運動部活動のレッテルに危機感を生じずにはいられない。

昨年の全国研究大会（島根）での活性化委員会の提言「2020年へ向けて—高体連研究部の新たな使命—」には共感することが沢山あった。『これから』を論じた「目指すべき部活動の姿を示す」の最初に「安全で安心な部活動…」があげられている。生徒の自主的な活動として位置づけられる部活動が、安全・安心の上に立脚して運営されるべきことは優先順位の筆頭なのである。

千葉県研究部では、これまでに大きく3つの安全対策を提案してきた。(1) AEDの利用環境整備(2) 部活動事故判例の研究(3) 「運動部活動サポートブック～専門外でも怖くない～」作成である。十分現場で使える有益な情報であると自負しているし、全国研究大会での発表でも好評価を受けた。これをなんとか現場で活用してもらおうと、本県研究部機関誌「研友」へ掲載し現場に配布し、県下全運動部活動数分の「サポートブック」を配布し、全国研究大会や千葉県研究大会において研究発表し、ホームページを立ち上げて情報提供した。

果たして、この情報提供は有効活用されているのか？日本スポーツ振興センターの統計によると、年々事故件数は減少傾向にあるものの重大事故は依然として無くならない状況である。これまでの情報提供で満足せずに、それが現場で活用され有効に機能することを目指して、本課題研究では、様々な情報を現場に普及・浸透させるには、どのような方策があるのかを探ってみた。

2. 千葉県の取り組み紹介

(1) 千葉県内高等学校におけるAEDの設置状況について(佐々木)

－『いつでも』、『誰もが』AEDを利用できる環境の整備－

＜研究の動機＞

本研究についての始まりは、平成26年6月21日付けの読売新聞に掲載された、山形市の野球部合宿中に起きた生徒の死亡事故に関する記事を読んだことに始まる。この事故は、拡張型心筋症により死亡した事例であるが、最も気になった部分は、学校に設置してあるはずのAED（自動体外式除細動器）が使用されずに病院に搬送されたことである。そこで、本研究において千葉県内に設置されている高等学校のAEDの設置状況、管理体制を調査することで、各学校がAEDの設置場所における意識を見直し、緊急時における処置を『いつでも』、『誰もが』、利用できるAEDの設置環境の実現を目指している。

＜調査・研究について＞

平成26年度に本研究部に所属している役員の所属校において仮調査を行った。仮調査では、AEDの設置状況、設置場所、購入先、管理体制等について調査した。また、2学年の生徒を対象とし、学校内のAEDの認知度を確認する調査も行った。この調査の結果、屋外（夜間、休日でも使用できる）にAEDが設置されている学校が約40%であることが分かった。しかし、多くの学校ではAEDが研究室、職員室の中に設置されている状況も多く、休日や夜間には使用できない環境にあることも分かった。その結果、室内に設置されているAEDに関しては、生徒にほとんど知られていない現状も明らかになった。

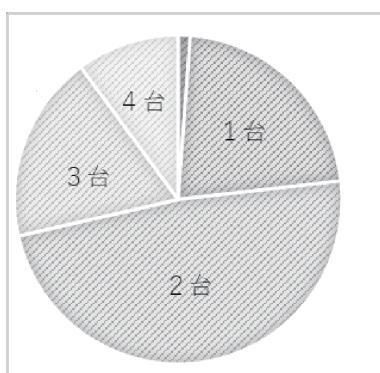
平成28年度には前年度の仮調査での調査対象、27校を含む、千葉県内の196校（県立、市立、私立、通信制を含む）を対象に本調査を開始した。本調査では、生徒の認知度の部分は除き、AEDの設置状況、設

置場所、購入先、研修体制、管理体制に焦点を絞り調査を開始した。アンケート回収率は、196校中168校からの約86%回答をいただいた。この調査内容により、下記に分析結果を示すこととする。

＜考 察＞

Q 1

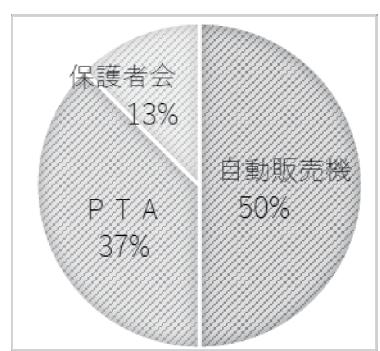
A E Dの所有台数



各学校のA E D平均保有台数は平均2.1台であった。県立高校では学校安全保健課から1台リースされていることから、+1台を各学校で用意していることが多いようである。また、私立高校の多くは3台~4台以上のA E Dを所有している。

Q 2

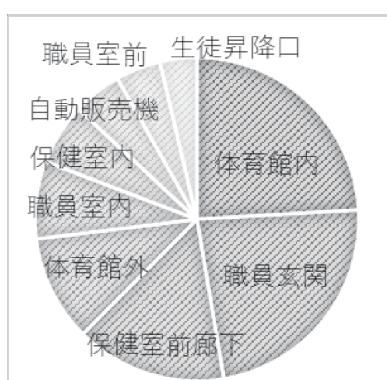
2台目のA E D購入先



県立高校は学校安全保健課から1台リースされていることから+1台は自動販売機にA E Dが設置されている学校も多く、生徒も設置場所を周知でき、機器の管理、設置についても自動販売機の業者が行うため設置する学校が増えてきている。また、約40%近くの学校がP T Aから補助していただいている。近年、エアコンの補助などと同様A E Dに関してもお願いしている学校が多い。

Q 3

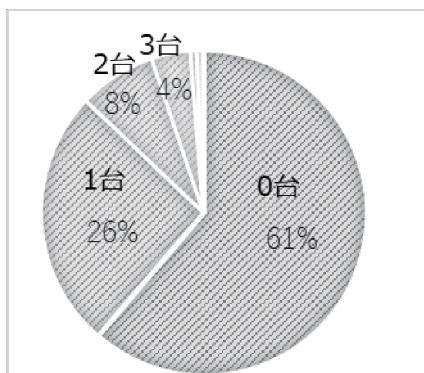
A E Dの設置場所



A E Dの設置場所は室内に置いてあるケースが多い。屋外で設置が多いのは『体育館外、自動販売機』であるが、全体としてはまだ少ない。また、複数の回答があった設置場所としては、『事務室、体育教官室、野球場、グラウンド』が設置場所として多く、実業高校においては農場や工場、看護棟などの実習棟に設置してあることが挙げられる。4台以上保有している学校においては、『廊下、格技場、学生ホール合宿所、管理室、寮、警備室、プール棟、部室棟、用務員室、外トイレ』に設置されている学校もある。

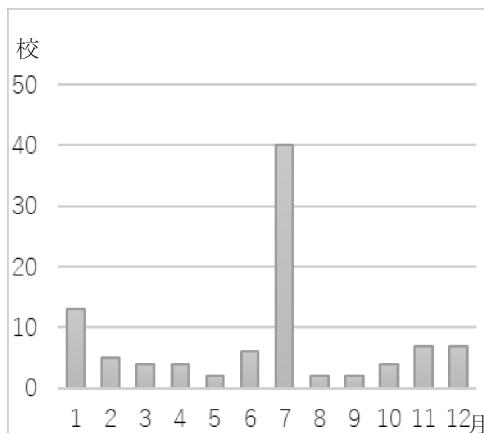
Q 4

校舎が施錠されても使用できる台数



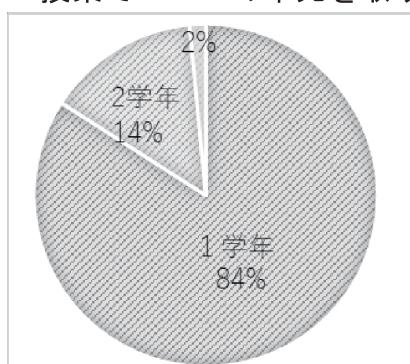
千葉県内の約60%の学校においては、夜間や休日にA E Dを使用することはできない。平均2台以上を保有している学校は多いが、施設内での管理であるため休日の緊急時には使用しづらい環境にある。また、『12校』に関しては、保有台数に違いがあるが、保有するすべてのA E Dが休日でも使用可能な状態であることが分かった。

Q 5 AEDの研修実施月



生徒へのAEDにおける研修については**7月に実施している学校が多い**。理由としては夏休みにおける救命救急講習として部活動の生徒を中心とした研修を行っている学校が多い。また、1月にも実施している学校は、マラソンにおいての事前講習を行っている。ある高校においては、総合的な学習の時間として、2学年の修学旅行中を利用し、**1年生全員が救命救急の資格を取得する取り組み**を行っている。『学年集会、全校集会、避難訓練、原付免許取得者への講習』での取り組みを行っている学校もある。

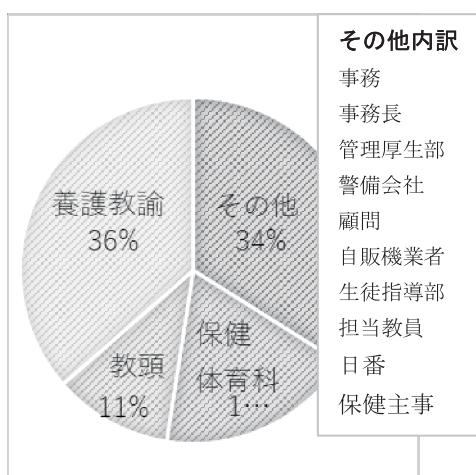
Q 6 授業でAEDの単元を取り扱っている学年



保健体育でAEDを扱っている単元は、1月と2月に集中している。**約80%の学校が1学年の保健体育の授業で救命救急についての単元を学習している**。また、2学年で学習する学校も約15%あることがわかった。通信制では3学年に学習する学校もある。

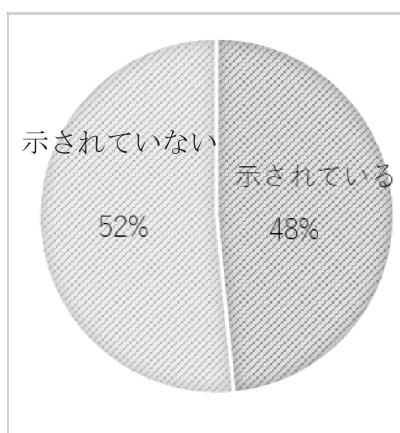
学校によっては入学当初のオリエンテーションにおいてAEDの設置場所を周知させ、早い段階での保健体育で学習しているところもある。

Q 7 AED点検担当者



AEDの点検担当者は各学校の約85%で決まっているが、その中でも**約40%の養護教諭**がパッドの定期交換、バッテリーの交換などメンテナンス作業を行っている。また、各学校によって異なり、事務室が管理している学校も多く、管理の現状は『事務室、管理職、養護教諭、保健体育科』が中心となっている学校が多い。また、日番の業務の一部としてAEDのチェックを設けている学校もある。

Q 8 学校案内図にAEDの設置場所が示されているか



学校案内にAEDの場所が示されていない学校が多い。緊急時の対応を早くするためにも設置場所を示しておくことが必要である。

また、設置場所を工夫することによって生徒が自然と覚えられるようなことを考えなくてはならない。

<まとめ>

本調査において、AEDの設置や、研修会についても、各学校の創意工夫があることを今回の調査によつて知ることが出来た。また、AEDの設置場所については一般財団法人日本救急医療財団からガイドラインが作成されている。今後、調査結果が各学校で活用され、救命救急についての初期対応が迅速に行われる環境が千葉県内にも広がっていくことを期待している。

(2) 部活動事故判例の研究について（秋元）

<研究の趣旨>

部活動における事故防止のためには、指導者の経験によるところが大きいが、過去に起こった事事故例を知ることも大きな力になる。社会科教諭としての利点を活かし情報収集し、事例研究を深めていった結果行き着いた結論を研究発表してきた。以下はその過程をタイムライン形式で紹介するとともに、事例研究の論点の推移をまとめたものである。

<研究発表や論文提出>

2002年から2017年までの事例研究とその情報提供についてタイムライン形式で記載した。なお、ほぼ毎年実施している千葉県高等学校体育連盟研究大会（千葉市）での発表は紙面の関係で省略した。

■ 2002年

- ・第36回全国高体連研究大会（奈良市）で発表 「部活動事故と顧問の個人過失」大会紀要；52-61, 2002.

■ 2004年

「運動部活動の安全管理責任に関する研究」 明星大学通信制大学院研究紀要教育学研究；4；35-43, 2004. (NDL Search, CiNii Articlesに登録)

- ・全国高体連ボート専門部東日本指導者講習会（戸田市）で発表

「運動部活動の安全管理に関する視点」 全国高体連ボート専門部漕跡；45；4-5, 2004.

■ 2007年

- ・第41回全国高体連研究大会（水戸市）で発表 「日常に埋め込まれた過失の発見～事故を予見する視点～」大会紀要；43-48, 2007.

- ・全国高体連ジャーナル；13, 18-20, 2007. (NDL Search, CiNii Articlesに登録)

- ・日本安全教育学会第8回大阪大会（関西福祉科学大学/柏原市）で発表 「日常に埋め込まれた過失の発見～事故を予見する視点～」大阪大会プログラム・予稿集；50-51, 2007.

■ 2011年

「運動部活動事故防止に関する事例研究」 安全教育学研究；11(1)；41-52, 2011. (NDL Search, CiNii Articlesに登録) 江澤和雄；学校安全の現状と展望；18, 東京；国立国会図書館, 2015. に引用あり

■ 2012年

「事故を予見・予防する視点～日常に埋め込まれた過失とReason J.の安全文化」運動部活動サポートブック；55-61, 千葉県高体連, 2012.

「運動部活動事故に関する判例」運動部活動サポートブック；52-54, 千葉県高体連, 2012.

■ 2016年

- ・平成28年度スポーツ府委託事業スポーツ事故防止対策推進事業「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（千葉市）で発表「運動部活動事故防止に関する事例研究～Reason J.の「安全文化」の視点から～」平成28年度学校でのスポーツ事故を防ぐために；41-43, 日本スポーツ振興センター, 2016.

■ 2017年

- ・第51回全国高体連研究大会（富山市）で発表「運動部活動事故防止に関する事例研究～Reason J.の「安全文化」の視点から～」優秀研究表彰・読売新聞社賞受賞、大会紀要；75-81, 2017. 全国高体連ジャーナル；33；27-29, 2017. (NDL Search, CiNii Articlesに登録)

<事例研究における論点の推移>

安全管理上のポイントとなる論点の推移を、全国高体連研究大会での発表を中心にまとめた。

■ 第36回大会（奈良市2002）

「部活動事故と顧問の個人過失」というテーマで、運動部活動事故で問われる過失の不法行為法における位置づけと、柔道・体操・山岳についての判例を過失認定の過程に焦点をあてて検討した。運動部活動

事故における過失の背景にある不法行為法理論の紹介と、リーディングケースとしての3つの判例の情報提供が主な内容であった。

■ 第41回大会（水戸市2007）

「日常に埋め込まれた過失の発見～事故を予見する視点～」というテーマで、過失が認定される法的プロセスをチャート化するとともに、11判例を分析した。分析に際しては、「1年生の指導」「コーチに練習を委任していた場合の顧問の安全配慮義務」など11の場面に判例を分けて解説し、指導現場を想定しやすいうように工夫した。また、「日常に埋め込まれた過失」という概念をつくり、事故の発生していない毎日の活動の中に、事故が発生したときに過失と認定されうる状況が潜んでいることを示した。これは、過失の構成要素とされる「予見義務」と「結果回避義務」を判例から析出して得られたものである。副題の「事故を予見する視点」にあるとおり、日常の活動の中では特に「予見義務」に焦点をあて、この義務を履行することにより、日常に埋め込まれた過失を発見しこれを取り除いて事故を未然に防ぐことを意味している。前回の発表（奈良大会）では、判例の情報提供が主であったが、水戸大会では事故防止の視点を提供することに主眼をおいた。

■ 第51回大会（富山市2017）

「運動部活動事故防止に関する事例研究～Reason J.の『安全文化』の視点から～」というテーマで、リーディングケースとしてサッカーとテニスの2判例と最近の10判例を取り上げ、Reason J.の『安全文化』の視点から分析した。前回までの奈良大会・水戸大会と大きく異なる点は、海底油田プラントなどの安全システムを構築しているマンチェスター大学のReason J.教授の理論を部活動事故防止に応用している点である。この理論は世界の主要論文で組織の『安全文化』の概念として最も多く引用されているものである（刈間理介、井上隆康：組織安全文化の概念と学校での安全教育が寄与すべき方向性に関する考察、安全教育学研究：7(1);22, 2007.）。

発表の前半ではReason J.の『安全文化』の考え方を紹介し、後半では12判例を『安全文化』の視点から分析した。多くの判例が、過失を認定する際に安全に関する文書の存在と過去の事故事例の存在に言及しており、このことは『安全文化』の構成要素である「情報に基づく文化」につながっている。Reason J.は、正しい種類のデータと最新の知識を組織のメンバーが共有することが「情報に基づく文化」を形成し、また危機意識を持続させる最良の方法であるとしている。したがって、事例研究などで得られた情報を顧問や学校組織のメンバーが知り理解していることが事故防止に有効であることを示すとともに、それらの情報の流通経路を高体連や学校などの組織内に技術的に構築する必要性を提示した。

＜今後に向けて＞

研究部での発信は『事例の紹介』からはじまり、過失の構成要素である「予見義務」と「結果回避義務」による『事例分析』へ進み、プラントなどの組織事故防止で実用化されている『安全文化の応用』へと推移してきた。いずれも部活動関係者にこれらの情報を届け、事故を未然に防ぐための活動である。今後とも地道に情報収集に努め発信を続けていきたい。これが事故防止の一助になることを願って止まない。

（3）「運動部活動サポートブック～専門外でも怖くない～」発刊について（宮川）

＜発刊の趣旨＞

千葉県高体連では、毎年運動部活動に関する活動状況調査を県内各校に実施しており、以下のような傾向が読み取れる。まず「顧問の専門性」については、以前（平成22年）と比較すると改善傾向は見られるものの、競技経験がない顧問の割合は約50%あり、約30%が「競技経験がなく、技術指導は不可能」と回答しており、3人に1人は技術指導ができないことを示している。

【高等学校運動部顧問の専門性】

内 容	平成22年度	平成29年度
競技経験があり、専門的で高度な技術指導が可能	24.8%	29.3%
競技経験があり、技術指導が可能	21.0%	23.1%
競技経験はないが、多少の技術指導が可能	21.7%	18.8%
競技経験がなく、技術指導は不可能	29.5%	28.3%

（千葉県高等学校体育連盟の活動状況調査より）

また、「部活動経営上・指導上の課題」を顧問に問うたところ、以下のような結果となった。

【部活動経営上・指導上の課題】

内 容	平成22年度	平成29年度
部員数確保に関する課題	54.9%	53.7%
活動する施設や競技用具に関する課題	43.6%	45.0%
専門的な技術指導に関する課題	29.3%	29.8%
休日の活動や引率業務に関する課題	24.1%	25.9%
けがや事故対応といった安全管理に関する課題	24.8%	23.4%
他の分掌との兼ね合いに関する課題	22.4%	25.5%

(千葉県高等学校体育連盟の活動状況調査より 抜粋)

顧問は部員数確保や施設の問題とともに、休日の活動や他の校務との兼ね合いを課題に挙げており、県内の運動部顧問の現状は「専門外の顧問」「他の校務との兼ね合い」という二つの大きな課題を抱えているといえる。生徒にとっては「顧問に専門的な指導を求めて無理、顧問不在の中活動しなければならない」現状が予想され、顧問が管理上の不安が残る中活動せねばならない現状がある。

本県研究部では、たとえ専門外種目の顧問を任せられたとしても良好な部活動運営が行われるよう、安全面を中心とした、日々の練習活動や大会引率時等に配慮すべき事項をまとめ、顧問の「手引き」となるような情報を一冊にまとめることとした。

<主な掲載内容>

(ア) 文科省・県教委の運動部活動ガイドラインからの重要事項（抜粋）

(イ) 活動状況による事故事例とその予防策 [競技種目別]

調査項目：部活動での各活動時間帯における、一般的な事故事例や起こりうる事故は具体的にどの様なものがありますか。また、その事故を防ぐ対処方法（予防策）にはどの様なものがありますか

[ソフトボール]の例（抜粋）

①用具準備・片付け b 施設・設備・用具・器具の不備にかかる場合

事故事例	予防策
墨ベースが浮いていたため、スライディング時に指が入り骨折。	スライディング時には手袋を付けさせる。
移動式バックネットが強風で倒れ打撲。	固定しても倒れる場合は、初めから使わぬ倒しておく。
打撃中、建物の窓ガラスに球が直撃、破片で切り傷。	狭い場所では打撃はせず、バッティングゲージを利用。

[バレーボール]の例（抜粋）

②アップ・基本練習・応用練習・ダウン c 種目の特性上起きうる場合

事故事例	予防策
スパイク練習中、ボールの上に着地して転倒し、足首を捻挫する。	ボールがコート内に散乱していないか、常に注意を払う。
レシーブやフライングレシーブ時に、肘や膝を床に強打して打撲する。	正しいフォームの指導。サポーターの使用。
汗などで床が濡れたことにより、滑り転倒。	見つけたら直ぐにモップやタオルで拭く。
相手との接触による捻挫、突き指等。	サポーター、テーピングによる予防。接触プレーの危険性を理解させる。
ブロック、スパイクの着地時の足首捻挫骨折。	ジャンプする際、流れないようにするために深い踏み込みや大きなステップ、ステップを統一する指導。 着地の際、足に乗ってしまったときの身体の逃がし方の指導。

※活動状況の種別：状況①用具準備・片付けの際(7項目)、状況②アップ・基本練習・応用練習・ダウンの際(4項目)、状況③通常の練習場所が確保できない場合(3項目)、状況④日常の活動場所以外(大会・練習試合・合宿等)での活動の場合(6項目)、状況⑤熱中症対策

(ウ) 県内スポーツドクター名簿

(エ) 運動部活動中の事故事例データ

(オ) 部活動事故の判例事例研究とその予防策（秋元）

以上の情報を掲載した「運動部活動サポートブック～専門外でも怖くない～」を平成24年に4000部作成し、現場での安全意識の向上に役立ててもらえるよう、各校の運動部活動数分を県下全高校に配布した。

＜サポートブックのバージョンアップ＞

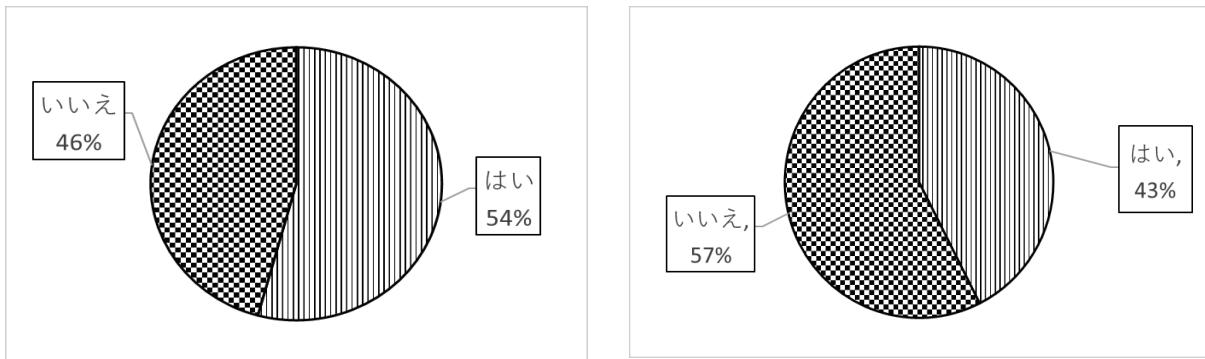
6年後の平成30年は、このサポートブックの改訂版を作ろうと千葉県高体連研究部は動いている。現場への配布については、冊子状態での配布はせずホームページへアップし、ダウンロード使用ができるよう、「bukatsu-workshop-chiba.com」を立ち上げた。

3. 安全情報活用における現状の把握

本県研究大会（平成29年度）・高体連代議員会（平成30年度）において、出席者に対しアンケート調査を実施し現状の把握を行った。

＜質問項目＞

A 千葉県高体連研究部で安全な部活動運営に関して様々な取り組みを実施していることをご存知でしたか？	B 千葉県高体連研究部発行「運動部活動サポートブック」をこれまでにご覧になったことがありますか？
---	--



本県研究部は、昭和23年に発足、年3回の研究担当者会議を開催し、競技力向上・安全対策・普及振興・基本問題の4班編成で調査研究活動を展開している。その成果を毎年2月に行う千葉県高体連研究大会で発表し、機関紙「研友」を通じて現場にフィードバックし、部活動経営に活かしていただけるよう努力している。アンケート結果からは、この研究成果や情報が現場に届いているとは言いがたい状況が見受けられる。

4. これから情報活用と浸透（現場での活用促進）への施策

これまで行ってきた情報の発信方法では限界があることが判明した。以降、現在までに積極的に行っていることや、これからの取り組みの中に反映すべきと思われる事柄について羅列してみたい。

（1）組織を活用したトップダウン的情報提供

千葉県高体連では、組織の規定を抜本的に見直し、平成29年度当初より機関決定がスムーズで機動力のある会議形態に改めて始動した。年1回の代議員会（加盟校の代表が出席）と委員長会議（競技専門部委員長と地区代表者が出席）では積極的に研究成果の情報を発信し、各専門部においては各研究担当者を介した情報のやりとりを積極的に行いうよう専門部委員長に依頼した。また、後述する資料等の配布時においては、高体連会長名の依頼文書（所轄顧問への全員配布、など）を添付する。

（2）リーフレットやポスターの作成・配布

リーフレットを作成し、年度当初に県下各学校全運動部顧間に配布する。盛り込む内容は、当年度のトピックスや競技力向上・安全対策・普及振興等に関わる旬な情報を「キャッチコピー」にして掲載する。情報の詳細に関しては、PCやスマートフォンからアクセスできるホームページにアップし、QRコードを掲載し誘導する。又、同様のポスターを配布し、各校の主要な場所に掲出してもらう。

（3）ホームページの充実

顧問用だけでなく、部活動生徒自らがアクセスできるエリアも設定し、コンディショニングや技能向上、栄養指導等に役立つ情報を提供する。キーワードとなる単語を整理し、研究発表や論文などが検索

しやすいよう構築する。顧問配布用リーフレットには、顧問専用パスワードを明記し顧問用閲覧サイトも準備する。さらに、既存のスマートアプリケーションを利用またはオリジナルで開発し、簡単にホームページに誘導する方法も考案する。

(4) 初任者教諭研修や様々な教員研修会の一環として

部活動運営は、運動系だけでなく文化系でも同様である。基本的な運営ノウハウや安全管理についての研修は、教員資質として必須とするべきである。特に、専門外の部活動顧問に就いた場合の対応の仕方については、各現場で多くのニーズがあると考えられる。また、前述したリーフレットの配布も恒例化すべきである。

(5) 各校代議員を介した情報伝達

(1) の組織力を活用し、厳選された情報を注目されやすい形に加工して各校代議員に配信する。代議員には、校内に顧問同士のネットワーク（メールグループ）を構築していただき、本部からの定期的な情報配信を校内に再配信していただく。

(6) 研究部組織内に広報担当を設置

情報の配信と管理を行うポジションとして、広報担当（情報管理の専門家）を置き、積極的な宣伝・発信活動を推進する。

以上のような取り組みやアイディアは発案されたものの、ほとんどが未着手の状況である。個々を実現させていくには様々な障壁があろうことは予測できるが、できることからひとつひとつ課題解決していくかねばならない。

5. おわりに

運動部活動は、生涯スポーツの基盤作りと人間的成长を促すことができる場所である。高校時代2年半あまりの限られた期間の中で、先輩と後輩との交流、同級生の絆、指導者との信頼関係、保護者のバックアップなど、すべてが一つの目標に向かってエネルギーを結集する時、そこには期限があり自ずとラストスパートへ向けて気持ちが凝縮する。だから達成感も感動も最大化し心に響く。子供が大人に成長していくのである。

この重要な取り組みに全力傾注できるよう、安全で安心な環境を整備することは顧問の最低限の役目である。このステージ(環境)さえ準備できれば、生徒自らが目標設定をし、計画し、考え、実践し、試行錯誤しながら課題を乗り越えていくはずである。その課程を側面から全力サポートするのもまた顧問の役回りとなる。専門的知見を有する顧問は、さらなる情熱を持ってサポートすればよい。

スポーツが文化として認知されるためには、やはり安全は欠かせない。事故事例を確認しよう、起きるかもしれないことに敏感になろう、あらかじめ準備できることはできる限り用意しよう、有益情報を共有しよう。安全に限らず競技力向上や普及活性化に関する情報を的確な形で整理整頓し、いつでも活用できる環境作りをすることは、文化として発展するために欠かせない資源となるはずである。これからも、生徒たちがスポーツ文化の主体として輝けるよう、多くの情報を統合し、一人でも多くの方々に発信していく研究部でありたいと願う。

第53回(山梨)全国高等学校体育連盟研究大会 課題研究計画書:2017.12/20

ふりがな		所属	千葉県高体連研究部 安全対策研究班
申請者氏名	複数名で対応予定		
申請者連絡先	〒273-0002 千葉県船橋市東船橋6-1-1 千葉県立船橋高等学校内 千葉県高体連研究部 委員長 南部健 電話 047-422-2188 Fax 047-426-0422 E-mail: nanbu1126@jcom.zaq.ne.jp		
	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-1 千葉県立千葉女子高等学校内 電話 043-252-1691 Fax 043-252-1842 E-mail: hs-af12@jeans.ocn.ne.jp		
研究テーマ	安全・安心な部活動を目指して ～千葉県における安全情報の普及・浸透への取り組み～		
どのような課題に対応した研究であるかkey word の形で示すこと			
key word	安全管理、事故防止、災害補償、情報の普及、安全管理マニュアル		
研究目的(何を、どこまで明らかにしようとするのか、焦点をしぼり、具体的に記入すること。)			
<p>・安全で安心な部活動運営を目指し、事故の未然防止を期すためおこなった多面的な取り組みを紹介する。</p> <p>(1)部活動事故に関する判例事例研究と各所での研究発表と公表(平成14年～秋元) (2)「運動部活動サポートブック～専門外でも怖くない～」の発刊と現場への配付(平成24年～宮川) (3)「AED設置の状況～『いつでも』『誰もが』利用できる環境の整備～」をテーマに県内各校へのアンケート調査と結果考察の研究発表と公表(平成28年～佐々木) (4)災害見舞金制度や大会役員(引率顧問以外)の災害補償保険加入、また「安全管理マニュアル」の作成(千葉県高体連)</p> <p>・事故事例の情報が指導者の事故予見可能性を高めることを念頭におき、その事例と種目ごとの防止策を掲載した「サポートブック」と機関誌「研友」の発刊、および研究大会での発表、さらにHPでの公表を情報提供の手段として取り組んできた。この取り組みの有効性を、現場へのアンケートや事故発生数の経年変化で検証する。またその結果、情報の普及がなされていないことを仮説として、今後の取り組みへの改善を模索する。</p>			
研究計画・方法(研究目的を達成するための研究計画と方法について研究経費との関連も含めて具体的に記入すること。)			
<p><input type="checkbox"/>～平成29年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する3つの取り組みの有効性や情報の普及度について再検証する。 「サポートブック」の活用度や高体連からの安全情報(判例事例研究やAEDの活用調査結果)の提供が現場へ周知されているか、また現場のニーズと問題点洗い出しのアンケート調査実施 ・「安全管理マニュアル」(千葉県高体連)の作成に関与する。 <p><input type="checkbox"/>平成30年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果から今後の安全対策への具体的取り組みを模索する。 <ul style="list-style-type: none"> ①「サポートブック」を見直し最新バージョンに更新、再編集(予定) ②効果的な安全情報の提供手段・方法を考察・工夫 ・課題研究として発表原稿の作成(1次提出8月、最終提出10月)し、12月の県内研究部会でリハーサル ・平成31年1月、山梨大会にて研究発表 <p>□研究経費は、千葉県研究部組織として取り組むため特に計上しない。「サポートブック」の再編集に当たり、現場への還元方法はHPからのDLとその積極的広報活動で対応する予定。印刷製本する場合には、印刷製本費が計上されることになる。</p>			
研究の特色			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校運動部活動での事故防止を目的に、多面的なアプローチで取り組んだ活動であること。 ・事故防止の実行力を高めるために、現場への安全情報提供とその普及浸透に工夫を試みたこと。 ・千葉県高体連の主導である「安全管理マニュアル」や災害対策と連携した取り組みであること。 			

<シンポジウム 登壇者 プロフィール>

内田 良（名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授）

学校リスク（スポーツ事故、組み体操事故、転落事故、「体罰」、自殺、2分の1成人式、教員の部活動負担・長時間労働など）の事例やデータを収集し、隠れた実態を明らかにすべく、研究をおこなっています。専門は教育社会学。博士（教育学）。ヤフーオーサーアワード2015受賞。消費者庁消費者安全調査委員会専門委員。著書に『ブラック部活動』（東洋館出版社）、『教育という病』（光文社新書）、『柔道事故』（河出書房新社）など。

<ヤフーページ<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/>より引用（一部改編）>

高体連研究部の新たな使命Ⅱ

－安全で安心な部活動に向けた「みえる化」と「できる化」－

(公財) 全国高等学校体育連盟研究部 活性化委員会
委員長 中塚 義実 (筑波大学附属高等学校)
委 員 津田 孝弘 (埼玉県立浦和東高等学校)
南 部 健 (千葉県立船橋高等学校)
鞠子 智秋 (東京都立清瀬高等学校)

I. はじめに

平成30(2018)年3月、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した(資料1参照)。「義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象」とするものではあるが、「高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む」ことが明記されている。部活動改革に本腰を入れて取り組むべき段階に来ているのである。

注:「」はガイドラインより

長年日本のスポーツをささえてきた学校の部活動をめぐってさまざまな課題が指摘され、見直しが迫られている。「ブラック部活動」という言葉もすっかり定着した感がある。その一方で、部活動の良さを再評価し、新たな可能性を模索する試みもある。

全国高体連研究大会の改革の目玉として導入された課題研究は、このような大きな課題を想定して設けられた。そしてこれまでの課題研究には、ネガティブな「課題」だけでなく、ポジティブな「可能性」を感じさせる発表もあった。部活動の今後のあり方について、私たちは当事者として、正面から向き合っていかなくてはならない。

このような問題意識から、昨年度の全国研究大会(島根大会)では「2020へ向けて—高体連研究部の新たな使命」と題するシンポジウムを活性化委員会で企画した。登壇されたのはいずれも同委員会のアドバイザーである。川島健司氏(読売新聞社)からは、「部活だからとか、熱心だから、ということをよく言われますけど、やはり部活動にも一般社会からの視線、それも割と厳しい目が注がれています。部活だから、では済まされない状況が生まれている。部活への関心が高まっている今だからこそ、そういう厳しい目が注がれていると言えると思います」とのコメントをいただき、危機感を共有した。また中澤篤史氏(早稲田大学)は、日本の部活動の特徴を海外との比較や歴史的な観点から指摘され、「そもそも部活動はどのようなものなのか」についてご意見を伺った。「いまの部活動は、歴史的にみて過剰なほどに肥大化しています。

(中略) 中教審答申や新学習指導要領で、部活動の持続可能性が問われています。もちろん部活動には良い面がたくさんあります。その大切な部活動をきちんと残していくためにどうすべきか、ぜひ高体連の皆さまのお力を借りたいと願っています」とのコメントをいただいた。

注:「」は『島根大会報告書』より

シンポジウムのまとめにあたり、「高体連研究部の新たな使命」とし

「高体連研究部の新たな使命」(島根大会シンポジウムより)

1. 目指すべき部活動の姿を示す
 - 1) 安全で安心な部活動を目指して
 - 2) 多様な価値観の受け皿となる部活動を目指して
 - 3) 自主性や創造性を育む部活動を目指して
 - 4) 学校生活を構成する「学校文化」として
2. スポーツと教育のあるべき姿を示す
 - 1) 勝利至上主義の弊害とゆたかなスポーツ文化の享受
 - 2) オリンピック教育の可能性と実践事例
3. 学校教育における部活動の位置づけとその解決策を示す

て右のような課題に向き合うことを共有した（詳細は資料2参照）。

今年度の研究大会では、千葉県から「安全で安心な部活動」について課題研究の発表がある。それを受け、「目指すべき部活動の姿」の一つとして「安全で安心な部活動」について取り上げたのが今回のシンポジウムである。『ブラック部活動』の著者でもある教育社会学者の内田良氏（名古屋大学）にご登壇いただき、「みえる化」「できる化」をキーワードに議論を進めていきたい。

II. 安全で安心な部活動

このテーマは、課題研究としてこれまで何度も何度か取り上げられてきた。表1は、課題研究が導入された平成21（2009）年度からのテーマ一覧である。初年度の宮崎県の発表は、スポーツ指導経験の少ない運動部顧問を支援するためのハンドブックを作成・活用した報告である。また2012年度の北海道の発表には、保険制度を高体連として導入した事例が含まれる。

「安全で安心な部活動」は、「第2分科会 健康と安全」で取り上げられてきた。表2は、平成21年度からのテーマ一覧である。この分野の研究・実践の傾向をみることができる。

「安全・安心な部活動」は大前提であり、未然に防ぐための指導者の資質向上が不可欠である。加えて、何かあったときの環境整備も重要である。研究テーマもこのような観点が多いと言えるだろう。

＜表1. 全国研究大会 課題研究テーマ一覧（平成21～30年度）＞

年度・開催地	発表	テーマ	キーワード
平成21年度 (2009) 山形	宮崎県	どんげかしたい宮崎県の部活動 —顧問支援ハンドブックの作成と活用	部活動運営、顧問支援
	東京都 (ラグビー専門部)	複数校合同運動部活動の成果と課題に関する研究 —ラグビー専門部の取り組みから見えるもの	少子化、部活動の運営組織、競技団体との連携
平成22年度 (2010) 兵庫	広島県	高体連活動に新しい意義と価値を見出す広島風アプローチ —感動発信！広島県高校生レポーターキャラバンがつむスポーツコミュニティ	高体連活動の新たな意義・価値、「みて・伝えて・支える」スポーツ
	千葉県	運動部活動と社会人形成 —社会人基礎力をはじめとする社会のニーズと運動部活動の方向性	運動部活動の意義、キャリア教育、人間形成
平成23年度 (2011) 鹿児島	宮崎・東京(ラグビー)・ 広島・千葉	シンポジウム：高体連活動の可能性と課題をさぐる —課題研究への取り組み(日常)と東日本大震災(非常日)を中心に	—
	宮城県	東日本大震災と宮城県高体連 —“非常日”からみえる可能性と課題	東日本大震災、被災と復興、部活動の意義、スポーツの意義、学校と地域、非常日
		(「BUKATSU2011」一部活に入ろうキャンペーンの展開)	(部員の勧誘・確保、部活動による学校の活性化、生涯スポーツの継続)
平成24年度 (2012) 栃木	北海道	北海道高体連主催大会参加者災害補償制度の導入の経緯と現状	制度設立、災害補償、保険
	岩手県	東日本大震災と岩手県高体連 —県総体総合開会式と北東北総体への取り組みをめぐって	総合開会式開催の意義、震災下での競技会、東日本大震災、復興支援、復興に向けて
平成25年度 (2013) 岐阜	愛知県	運動部活動顧問を取り巻く現状と課題 —東海4県の顧問対象意識調査から見えること	顧問対象意識調査「若手指導者へ伝えたいこと」「指導者を取り巻く環境」
	(石川県)	(インターハイブロック開催2年目を終えて —2012北信越かがやき総体から見えてきたもの)	(インターハイの意義、地域の活性化、県と市実行委員会の設置・役割、固定開催、経費削減と収入確保)
	活性化委員会	活性化委員会からの報告と提言 —今後の「研究」と「実践」のために／「体罰」のない運動部活動への視点	—
平成26年度 (2014) 徳島	徳島県	学校体育・スポーツの充実を図る徳島県の取り組みースポーツ助手の活動	選択制体育授業の充実、指導者の確保、指導者のキャリア、スポーツ助手、ICTの活用
	JISS	スポーツでの映像の活用—高校生の指導現場にどう活かすか	スポーツ教育、スポーツ映像、映像の活用、運動技術の指導、見るスポーツ
平成27年度 (2015) 宮城	千葉県	一人ひとりの生徒が輝く運動部活動を求めて —一部内専門委員会の立ち上げとその取り組み	部活動の意義、クラスマネジメント、スポーツの可能性、学校内外との連携、「する・観る・支える・調べる・伝える」
	活性化委員会	研究大会50年のあゆみ	—
平成28年度 (2016) 富山	北海道	「学び」を生かす多角的アプローチ—札幌南高校陸上競技部の取り組み	学び、アプローチ、アクティブラーニング、生きる力
	富山県	高校運動部活動の魅力を探る — 富山県高体連における追跡調査を通して	少子化、運動の継続、男女差、開設部活動数、運動部活動の魅力創出、経年的調査
平成29年度 (2017) 島根	活性化委員会	シンポジウム：2020年へ向けた高体連研究部の新たな使命	—
平成30年度 (2018) 山梨	千葉県	安全・安心な部活動を目指して —千葉県における安全情報の普及・浸透への取り組み	安全管理、事故防止、災害補償、情報の普及、安全管理マニュアル
	活性化委員会	シンポジウム：高体連研究部の新たな使命Ⅱ —安全・安心な部活動に向けた「みえる化」と「できる化」	—

<表2. 全国研究大会 第2分科会発表テーマ一覧（平成21～30年度）>

年度・開催地	発表	テーマ
平成21年度 (2009) 山形	岐阜県	今どきの朝食＆サプリ －高校生の朝食・サプリメント摂取状況調査－
	岩手県	競技力と安全について －弱者となりて己を知る－
	長崎県	部活動における効果的な栄養指導のあり方について －長崎県スポーツ科学・栄養研究会の活動－
	山口県	地域に根差した安心・安全な相撲指導 －中・高連携による競技力の向上を目指す－
	奈良県	高等学校におけるカヌー競技の実態調査 －いかにして安全意識を共有できるか－
	富山県	安全に部活動を行うための体つくりと環境づくり －現状でできる改善策を考える－
平成22年度 (2010) 兵庫	大阪府	屋外競技における落雷事故対策について －安全を図る指針の作成－
	北海道	運動部活動顧問のための安全対策マニュアルの発刊とその効果 －利用状況調査・分析と課題－
	群馬県	高校ラグビーのマウスガード使用状況に関する研究 －選手のアンケート調査結果から見えたマウスガードの効用について－
	愛媛県	ボート競技における安全性についての一考察
	秋田県	「障害防止対策推進研究校」の取り組み －アスレティックトレーナーとの連携を通して－
平成23年度 (2011) 鹿児島	岡山県	部活動におけるケガの発生に係る因果関係について －県総体上位8校へのアンケート調査より－
	愛知県	ヨット競技と安全 －セーリングを安全に行うために－
	山形県	部活動における安全指導の現状と課題 －現代にあつた安全指導の普及を考える－
	福井県	体操競技の技術進歩と安全性について －男子高校生の現状と課題－
平成24年度 (2012) 栃木	東京都	空手道競技規定・審判規定の変更に伴う審判の在り方及び今後の課題について －空手道競技にお越える安全性の確保という視点から－
	山梨県	「総合的な健康」についての考え方 －活用できる資料づくり－
	和歌山県	高校生の屋外環境下における水中運動が身体的変化に及ぼす影響について
	福岡県	高校生の骨密度と運動部活動との関係
	千葉県	『運動部活動サポートブック』専門外でも怖くない』発刊について
平成25年度 (2013) 岐阜	神奈川県	柔道専門部「安全対策」について
	長野県	高校生ラグビーフットボール競技者の安全対策意識について
	静岡県	富士山をフィールドにした冒険的な活動とその安全対策
	熊本県	熊本県の運動部活動における健康・安全に関する一考察
平成26年度 (2014) 徳島	徳島県	陸上競技短距離の指導内容の変遷とこれに伴う故障に関する一考察 －徳島北高陸上競技部の取り組みから－
	福島県	テニス競技における「けが」と「筋けいれん」についての考察 －アンケート調査から見える現状－
	広島県	バドミントン部の慢性障害・急性外傷防止に関する調査・研究
	香川県	運動部生徒の生活習慣実態調査から見えるもの －運動部指導者に向けての一考察－

平成27年度 (2015) 宮城	宮城県	震災に立ち向かった宮城の部活動 —宮城県高体連研究部安全専門班 東日本大震災記録を基にした5年間の考察—
	滋賀県	滋賀県高体連研究委員会の取り組み 一部活動安全点検マニュアル活用からの一考察—
	大分県	運動部活動における安全・安心な生徒輸送について
	宮崎県	部活動でケガや故障をしないための取り組み —『こんげすっと通信』の作成とアンケートによるフィードバックから—
平成28年度 (2016) 富山	栃木県	健康と安全な運動部活動を目指すために! —本県運動部員のライフスタイルマネジメントの結果からの考察—
	千葉県	運動部活動事故防止に関する事例研究 —Reason,J.の「安全文化」の視点から—
	三重県	バレーボール部生徒の学校生活に関する総合的調査 —運動部活動で育む心身の健康—
	佐賀県	運動部活動におけるトレーナー活動の現状とこれからの展望
平成29年度 (2017) 島根	岩手県	ミニハードルを用いたプライオメトリックトレーニングが 高校柔道選手の前十字靭帯損傷予防に及ぼす効果
	埼玉県	ライフル射撃競技における事故防止対策について —全国大会における熱中症対策を中心に
	新潟県	ラグビーフットボール競技の人工芝グラウンドにおける重傷事故予防に関する研究
	島根県	部活動における心の健康と安全 —こころの支援に向けた実態調査から—
平成30年度 (2018) 山梨	茨城県	研究活動と情報発信—茨城県研究部15年の進化
	兵庫県	主体要因に着目したスポーツ外傷・障害予防教育と効果 —整形外科医との連携・協働実践と生徒変容
	高知県	集団のまとまりが及ぼす部員の心理的健康への影響を考察する
	山梨県	ホッケー競技における怪我の傾向と対策
	鹿児島県	女子運動部の指導者が持つ月経周期等の知識に関する調査 —女性アスリートのためのe-learningを用いて

III. 「見える化」と「できる化」

1. 部活動の日常をどのように「見える化」するか—現場からのデータ収集

日本部活動学会の第1回学会大会（2018年3月25日）では、開会セレモニーに続いて、特別企画の講演会「部活動の日常を＜見える化＞する—持続可能なあり方を求めて」があった（資料3参照）。演者は名古屋大学の内田良氏である。

『ブラック部活動』の刺激的な書名や金髪のいでたちなどから、部活動に熱心な先生からは煙たい存在と感じられ、中には違和感を抱く方がおられるかもしれない。しかし、教育社会学の研究者として部活動の持続可能性を求めて、真摯にデータに向き合い、論理的・科学的に部活動の日常の「見える化」を試みてこられた内田氏の取り組みは、高体連の指導者にとって非常に有益であると考える。

一般的に、データ収集方法として質問紙を用いたアンケート調査を実施することが多いが、果たしてそこで得られたデータを深く掘り下げ、ほんとうの事実を「見える化」することができているだろうか。調査報告書をまとめることに手一杯で、報告書を作るための調査に陥ってはいないだろうか。

報告書作成の作業の裏側に潜む質的データの中に、見落としてはならない大切な要素があることを、内田氏は講演の中で語られている。

例として挙げられたのは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支給事例についてのデー

タである。個々の事例をカードにして蓄積することで、類似の例が蓄えられていく。同じような事例からは、事故の予見可能性を高めることができる。これら質的データを蓄積することで、現場で陥りやすい事故の特徴がわかり、問題点を「みえる化」することができるのである。

2. 研究の成果をどのように「できる化」するか－研究と現場の橋渡し

事故の特徴がみえてくれれば、それらへの対策も講じやすい。あとは現場での工夫と実践あるのみである。安全面に配慮しつつ、効果的に指導するにはどうすればよいかは現場で工夫すべきことがらであろう。こうした知見を、個々の指導者が自己研鑽しながら蓄積していく（指導力を高める）ことは必要だが、蓄積された成果をより多くの人で共有する必要がある。

そのための方策として、千葉県では「サポートブック（ハンドブック）の作成」を試みたことが、今年度の課題研究で報告される。しかしハンドブックを作るだけ、配るだけでは不十分である。千葉県の報告には「これから的情報活用と浸透への概要」がある。各都道府県でもご検討いただきたい。

千葉県だけでなく多くの県で、部活動指導者向けのハンドブックがつくられ、活用されている。地域ごとにつくられているものだけでなく、専門部や競技団体が発行しているものもある。それらを互いに利用しあうことも大切である。

内田良氏は、インターネットというメディアを用いながら、研究で得られた知見を現場の指導に反映させてもらいたいと、さまざまな活動を展開している。それは柔道や組体操における事故防止に役立てられてきたと言えるだろう。

「安全で安心な部活動」に向け、得られた知見は実際の指導現場に活かされなくてはならない。

高体連活動に関わるわれわれは、研究の成果として導かれた知見に対して謙虚に耳を傾け、これまで「当たり前」と思われたことに対しても、変えるべきことは変えていかなくてはならない。

もちろん、「当たり前」とされてきたことの意義や意味を、さまざまな角度から考察することも必要である。長い年月「当たり前」とされてきたからには、それなりの意味があるはずである。歴史を学ぶことは、新たな知見を得ることと同様、欠かすことはできない。

IV. おわりに－今後に向けて

部活動があることは、これまで「当たり前」であった。日本の学校文化として育まれてきた部活動が、教育的な視点からも、スポーツを含む文化育成の観点からも、大きな意味や意義があったからこそ「当たり前」のように続いてきたのである。そのメリットについて改めて検証していく必要がある。

その一方で、あるのが「当たり前」とされている部活動そのものについて、改めてその存在意義や価値を見つめ直し、持続可能な活動として再定義していく必要がある。

いま、部活動のあり方が問われている。現場の指導者が感じてきた部活動のメリットについて、さまざまな角度からエビデンスを集めて「みえる化」していかねばならない。そして、みえてきたことを「できる化」するよう努力することは、個々の指導者、各学校、各専門部、そして高体連全体の責務である。変えねばならない部分については勇気を持って改革すべきである。

このような大きなテーマ（課題や可能性）に目を向け、互いの情報を共有しあう場が高体連研究大会であり、その背景にあるのが日常的な研究活動である。2017年12月に設立された日本部活動学会（資料4参照）など、関係する組織との連携を図りながら、部活動の、あるいは高体連活動の現状を「みえる化」し、「できる化」を進めていくことが、高体連研究部の新たな使命となるであろう。

資料1：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月　スポーツ庁）

注：スポーツ庁の文書では脚注が各ページに置かれているが、ここでは文末にまとめて示した。

前文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

（1）運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動

- 部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員^{注1)}の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修^{注2)}を行う。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」^{注3)}を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（2）運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体^{注4)}は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。

ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{注5)}も踏まえ、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること^{注6)}、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である^{注7)}中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。
- イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 公益財団法人日本体育協会^{注8)}、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。
- ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。
- イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の

整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会や、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

＜注一覧＞

注1) 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものと除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

注2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28号令第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

注3) 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

注4) スポーツ競技の国内統括団体

注5) 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

注6) スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

注7) スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

注8) 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

資料2：第52回研究大会紀要原稿「2020へ向けて－高体連研究部の新たな使命」より

高体連研究部の「これから」－2020年を視野に入れて

前述のとおり、これから部活動、これからの高体連活動を考えるべきときである。高体連はどのような組織であり、研究部はどの部分を担っていくべきかについて共通理解を持つことが大切である。

以下はそのような観点から整理したものである。課題研究のテーマ設定においても有効であろう。

1. 目指すべき部活動の姿を示す

1) 安全で安心な部活動を目指して

スポーツ事故の事例と対策から学び、日々の指導に活かすことは重要である。登山専門部における死亡事故は記憶に新しい。体育の授業中の水泳飛び込み事故事例もあった。柔道やラグビーでは事故の事例から指導方法や競技会ルールの見直しが為されている。専門部からの情報発信も求められる。

いわゆる「体罰」や暴力の根絶へ向けて、高体連はもちろん、スポーツ界挙げて取り組んではいるが、根絶されたとは言い難い。安全で安心できる部活動であることが前提である。教育団体や競技団体と連携しながら進めている事例を共有することが必要である。

何かあったときの備えも大切である。2012年度の北海道の課題研究では、北海道高体連が独自に作った災害補償制度等について紹介されていた。このような取り組み事例を共有することが重要である。

2) 多様な価値観の受け皿となる部活動を目指して

「レベルやニーズに応じた活動」「さまざまな能力が開発できる活動」がここ数年、課題研究で紹介されている。勝敗や優劣といった基準だけでなく、もっと多様な楽しみ方を求める部活動の姿である。

スポーツの多様な価値を認め、個々の生徒の多方面にわたる可能性を引き出す実践や研究を課題研究で取り上げてもらいたい。また「文化部」との連携により、価値観はさらに広がるだろう。

3) 自主性や創造性を育む部活動を目指して

部活動の中で高校生自身が考え、行動することによって、自主性や創造性が育まれる。2015年度の千葉県、2016年度の北海道の課題研究は、生徒一人ひとりが主体的に部活動運営に携わる中で「生きる力」が育まれるという取り組みであった。

これから社会に求められる資質を部活動でどう育むか。これはキャリア教育の問題でもある。2010年度の千葉県の課題研究はこのような観点の研究であった。この分野の取り組みも今後ますます求められるだろう。

4) 学校生活を構成する「学校文化」として

教育課程外ではあるが、学校に欠かせないのが部活動である。日本独特の学校文化と言えるだろう。

ごく普通の生徒にとっての居場所となり、卒業生も含めたコミュニティの形成に貢献し、地域社会の求心力ともなり得るのが部活動である。東日本大震災と高体連の関わりについて報告された2011年度の宮城県、2012年度の岩手県の課題研究からは、「非日常」の中で、部活動のある「日常」の風景を取り戻す過程が、厳しい現実とともに報告された。部活動が、学校だけでなく地域社会にとっても欠かせない「日常」であり「文化」であることが再認識された。

学校文化としての部活動は、地域によってさまざまですがたとなつて現れるだろう。普遍化はできなくても、それぞれの特徴的な取り組みをピックアップし、共有していきたい。

2. スポーツと教育のあるべき姿を示す

1) 勝利至上主義の弊害とゆたかなスポーツ文化の享受

卓越性の追及は求められるべき理念である。できないことができるようになった喜びや、それでもできない、乗り越えられない悔しさを経験することは貴重である。記録向上や勝利という目標に向けて努力や挑戦を続けるプロセスには教育的意義があるし、その過程を通して学ぶことは多い。

しかしながら、勝利を唯一の目的、至上のものと位置づけ、スポーツのゆたかな広がりを認めない勝利至上主義は、多くの問題の温床となる。プレイ志向から競技志向まで幅広いスポーツのあり方を認め、「する、みる、語る、支える」多様なかかわり方を通して「生きる力」が育まれるのである。これから運動部活動はゆたかなスポーツ文化を軸として成り立つのであり、指導者がそのことを理解していることが前提となる。研究部は具体的な取り組みを通して、るべき姿を提示する使命がある。2015年度の千葉県、2016年度の北海道が課題研究で示したような取り組みが、今後も期待される。

2) オリンピック教育の可能性と実践事例

4年に一度開かれるオリンピック競技会は、世界最高のアスリートの祭典として注目される。しかしその本来の意義は、近代オリンピックの創始者クーベルタンの思想「オリンピズム」にあり、スポーツを通しての人間形成と世界平和を求める思想である。卓越(Excellence)、友情(Friendship)、敬意・尊重(Respect)といった「オリンピックの価値」は青少年の教育に不可欠な要素である。そしてIOC(国際オリンピック委員会)は、ユースオリンピックゲームズやOVEP(Olympic Value Education Program)の制作と推進、高校生対象の「国際ピエール・ド・クーベルタン・ユースフォーラム」の開催など、青少年対象の教育プログラムに力を入れている。日本においても国内ユースフォーラムが開催され、徐々にオリンピック教育の動きは広がっている。

オリンピック教育とは、近代オリンピックの創始者クーベルタンや、日本におけるスポーツ教育の嚆矢である嘉納治五郎の思想を教育に導入することである。高等学校等生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図ること」とする高体連の目的とも合致するオリンピック教育は、高体連が担うべき事業の一つとして位置づけることができるだろう。オリパラ教育の実践事例の紹介や、国内外の高校生の交流事業を高体連で担うことも検討してよいのではないだろうか。

3. 学校教育における部活動の位置づけとその解決策を示す

明治期にはじまる部活動は、その時々の社会背景に振り回され、位置づけがあいまいであっても学校文化として定着してきた。多くの矛盾を抱えながらも定着してきたのは、それなりの意義や価値があったからであろう。今後ともこの文化は受け継いでいくべきだろう。

一方で、教育問題としての部活動の抱える数々の矛盾は整理しておくべきである。部活動はどのように位置づけられ、教師はどのように関わっていくべきか。本務との関係をどうとらえるか。今後も学校文化として続けていくために、どこが担うべきなのか…。

正解は一つではない。各学校、各地域、各都道府県、あるいは専門部や競技団体ごとにさまざまな課題や可能性があるはずである。それらを研究部で拾い上げ、好事例を共有していくべきだろう。

課題研究ではこのような課題を取り上げることも求めたい。

資料3：日本部活動学会第1回学会大会 特別企画公開講演会

「部活動の日常を『見える化』する～持続可能なあり方を求めて～」

内田良氏（名古屋大学大学院准教授）

教育社会学という学問は、量的調査・エビデンスを使う学問です。私は2次分析的な量的研究というものを行っており、毎年調査されながらも、ほとんど活用されていない資料を少し整理するだけで、全国の状況が分かるというものです。今日お話しする二つの話も、ほとんどはそういうものです。私の研究の特徴を、カテゴリーから感情へと表現します。基本的に、つらい・苦しいって立場からものを考えるっていうことを、研究上の大きなポリシーにしています。

ここから、リスクの視点というのをお話します。様々なリスクを防ぐための資源は、人・もの・金・情報など全て有限です。となると、私たちは、今あるものをどこかに優先的に注がなければいけないわけです。これは、リスク研究の視点です。私の「部活動はブラック」発言に、「馬鹿野郎！」という方もおられます。しかし身を守るために剣道の防具を付けてくるかというと、付けてきません。それはリスクが低いと推測しているからです。

学校安全についてですが、この言葉は1950年代からあります。しかし、1950年代からの子どもの死亡事故に関するデータは一つもありません。まずはエビデンスをつくるところから始めなければ、たくさんの死んでいる子ども救えないと考えました。言い換れば、数字によって見える化しなければいけないということです。調べてカードに記載していくと、柔道の練習中に大外刈りによる急性硬膜下血腫で亡くなっている事例が次々と出てきました。年度が違うだけで、本当にそっくりな内容なのです。素人から見ても、5枚カードがあれば、予見可能性が立ちます。このようなカードによって、ようやく見える化してきました。今まで、学校の内側にあるリスク、柔道、あるいは組体操、こういったものは全然見えてきました。部活動もです。学校の中の悲惨さは、教育の一環だとして全部消えていきます。教育中のリスクというのは、見ざる、言わざる、聞かざる状態、何も見てこないことが、教育中のリスクなのです。だからこそ、このリスクができるだけエビデンスを使って見える化していく必要があります。中学校で武道の必修化が2012年から始まる予定だったので、マスコミが騒いで、2012年から柔道の子どもの死亡者はゼロになりました。予見可能性が簡単に立った結果として死亡事故が0件になったのです。

みんなで見える化していくには、いろんな苦しみや負担が減っていくのではないかでしょうか。見える化して、よりよい在り方を考えていくのです。これは、組体操にも当てはまります。組体操も感動という言葉の中で巨大化していきます。私は、組体操に関してYahoo!ニュースに、20本ぐらいの資料を書きました。その結果、国が動いて、自治体も動いて、事故が大幅に減ったということです。例えば、名古屋市で言えば、9割が減ったのです。大事なのは、組体操の実施学校数は2割減っただけという事、つまり、組体操はやっているけど、安全であるようになったのです。私はこれを目指したい。その競技はあるけれども、苦しい思いをする人が減っていく、そういうことを考えていきたいと思っています。

ここで、本当に悲しい現実をお知らせしましょう。高校から部活大好きで上がってきた子たちが大学で部活をやらない。全国大会目指した子たちはやらないのです。「なんでやらないの」って聞くと、「もう、いいっす」と言うのです。そして、学校の先生たちは、「その3年間、みんなで涙して良かった」と語るわけです。全くサステナブルではありません。

皆さんもご存じの通り、教員の過労死ラインを越えているのは、小学校、中学校で半数ぐらいということが既に明らかになっています。この働き方改革の出発点はどこかというと、部活動改革です。例えば、部活動改革ネットワーク代表の斎藤ひでみさんがツイートしたものが、53,000リツイートされています。これは、私や長沼先生が関わった「教員の働き方改革の署名を始めました」という宣伝

です。それぐらい、今、市民全般がこの問題に关心を持っているということなのです。

このように、世の中は、みんな教員の負担を減らしましょう、という中で、職員室はどうもそこに乗りそうで乗ってこない、無風状態が続いています。私はそういう話を聞く中で、よく分かってきたことがあります。これは、先生方が真剣に教育しているということ、つまり、部活動指導も含め、子どものためだと一生懸命やっているということです。そうなると、今度はそれを優先順位の語りで考えていくことになります。全て子どものためとなった時に、どれを優先するか、というのが、これから部活改革、あるいは教育改革において必要になってくると思います。リスクの考え方と一緒にです。その中で、部活動は、教員がやる優先順位としては一番優先度が低いと考えています。やらなくていいのではなく、教員の時間にゆとりがあればやる、という選択肢もあってよいと考えています。

とあるウェブ相談に、子どもが「なぜ部活の時は廊下を走るのか」と投稿していました。例えば部活動が3時半開始なら、その1分前までは廊下を走ってはいけないので、1分後には、「子どもたちはきょうも元気に走っています」とウェブサイトにアップロードされるわけです。これくらい、部活動の当たり前は私たちの中で染み付き過ぎていて、それを問題だと感じられない、見える化できていないのです。危険だから走ってはいけないわけで、それは部活動の時間だって変わりはありません。「なんで廊下を走るのか。」その答えは、部活動はグレーゾーンにあるからです。言い換えると制度設計がないからです。部活動は学校教育の一環とありますが、それだけで、特に細かい規定はありません。学校の中というのは、授業が行われるようにちゃんと設計されているわけです。ところが部活動は、学校でやる、という以上の設計がないから、部活をやり始めると、場所がなくなって、廊下を走るわけです。制度設計が全然できていないというのが、部活動の特徴であります。

スポーツ庁は、昨年度から全国体力テストのときに、生徒に部活動のことを少し質問するようになったのです。18年の2月に発表されたもので見てみると、部活動の活動時間については増加しており、特に土日の活動時間がほとんどの自治体で増加しています。この土日が曲者なのです。また、10年ぶりに行われた教員勤務実態調査では、休日の部活動指導時間が極端に増えています。これは体力テストの結果と合致するのです。

これからは、規制・制度設計を設けて、その限られた時間の中で教育的意義を達成しようではありませんかと、提案したいです。例えば、民間クラブをもっと発展させて、いろんな競技がここで活動できるようにする、といった方法があります。もちろん国の支援も必要でしょう。そして、部活動そのものは現有資源です。現在の資源に合わせる形で小さくして、みんなで回していくのです。そもそも資源が足りないのだから、サービスを減らしましょう。そして、それを減らすのを止める理由はないと言えます。

最後に、ある先生の言葉を紹介して終わります。「自分は〇〇部であれば、専門的な指導ができ、全国大会に行く自信もあります。でも、だからこそ、その部の指導はしないようにしています。自分は、その部活が大好きだから、顧問になつたら確実にのめり込み、授業準備よりも部活動に時間を使うでしょう。私の教員としての専門は、〇〇科です。その教科に時間と力を注ぎたいのです。」ということで、本当に志の高いご意見だなと考えます。

<日本部活動学会会報第2号（2018年7月発行）より>

資料4：日本部活動学会設立趣意書

日本における部活動は、長年にわたって発展を遂げ、学校教育に根付いています。教育文化の一翼を担っていると言っても過言ではありません。活動に参加することで児童生徒が生きがいを感じ成長・発達した実践などを通して、部活動の良さや価値は認知されています。ただし部活動に関する学術的な研究は、スポーツ科学や教育社会学をはじめとして研究成果が蓄積されている分野もあるものの、実践の隆盛に比べれば文献や論文は多くなく発展途上の状態にあると言えます。長年にわたって継続してきた要因や歴史的経緯を含め、部活動の教育的意義や価値、学校教育の中で果たす機能についてのさらなる研究が求められています。同時に各分野に散在している研究成果を横断し俯瞰する研究も必要です。

近年では部活動のあり方が問われてきており、その存立の意味も含めて問い合わせの声が広がっています。例えば児童生徒の負担の問題（家庭での時間や自由時間が少ない等）、顧問教員の過重負担、教員の全員顧問制と児童生徒の強制加入、過酷な練習や体罰、外部指導員との連携や質的向上、部活動指導員（職員）の確保、保護者の理解と協力、大会や練習時の送迎の問題、選手育成か教育かという目的に関わる問題など、多様な問題や課題です。これらを解決する方策を探り、部活動のあり方を考察するためにも、学術的な観点からの知見が必要となっています。

部活動の研究には、その実態に即した多角的な分析が必要です。健康・安全、成長・発達、キャリア、生活など児童生徒の視点、指導方法、働き方改革、労働問題など教員の視点、外部指導者、社会教育との関係など環境整備の視点、法整備や指針、給特法など行政の視点等の多角的な視点からの研究が進展することで、部活動のあり方を総合的に分析・考察・追究し、実践に資する知見を提供することができます。

そのためには教育学、教育心理学、教育社会学、カリキュラム論、教職論、教師教育学、教育史、特別活動、スポーツ科学、グループダイナミクス、法学、医学、ボランティア論、教育行政学、労働経済学など、多様な分野の研究者が集い、学際的な研究を進展させることが不可欠です。部活動の内容に関する分野としては運動関係だけでなく、文化や科学・芸術に関する学問（文芸、書道、音楽、美術、演劇、映像文化、経済、自然科学、工学、家政、福祉、その他の文化芸能）の研究者や、教科教育系の研究者による知見も期待されます。

また、理論研究だけでなく、実践に携わる小中学校、高等学校等の教職員等による実践研究も重要です。例えば、部活動の学校教育における位置付け、教員や児童生徒の負担軽減を図る仕組み・方策、休養日や大会のあり方、保護者・地域との関係づくりなどについては、ただ一つの正解があるものではありませんが、広く実践的な研究を行い、効果的な施策・取組等について企画、実施し、普及啓発を図っていくことが必要です。さらには研究者・実践者だけでなく、児童生徒の保護者、地域の指導者、教育行政関係者、部活動経験者などが集い、誰もが議論や協議に参加できる共通の場（プラットフォーム）が必要です。

以上のことから、部活動に関する研究者、実践者、関係者が一同に集い、部活動を学術的に分析・考察し、実践に資するための知の蓄積およびそれらを公表し社会に貢献する場が必要であると考え、日本部活動学会（Japanese Association for the Study of Extracurricular Club Activities）JASECAを設立します。

2017年12月27日
設立発起人一同